

平成 2 3 年 流 山 市 議 会 第 4 回 定 例 会 議 案

1 1 月 2 4 日 招 集
流 山 市

目

次

- 7 1 平成 2 3 年度流山市一般会計補正予算（第 5 号）
- 7 2 平成 2 3 年度流山市一般会計補正予算（第 6 号）
- 7 3 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 7 4 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 6 流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 7 姉妹都市の締結について
- 7 8 平成 2 3 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 9 平成 2 3 年度流山市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 8 0 平成 2 3 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 1 流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 2 流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 3 流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 4 流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 5 流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 6 専決処分の承認を求めることについて
（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 8 7 指定管理者の指定について（流山市野々下福社会館）
- 8 8 指定管理者の指定について（江戸川台学童クラブ及びもりのいえ学童クラブ）
- 8 9 指定管理者の指定について（西初石子どもルーム、つくしんぼ学童クラブ及びたんぽぽ学童クラブ）

- 9 0 指定管理者の指定について（八木北小学校区学童クラブ、おおたかの森ルーム及びひよどり学童クラブ）
- 9 1 指定管理者の指定について（ちびっこなかよしクラブ、ちびっこのびのびクラブ及びおおぞら学童）
- 9 2 指定管理者の指定について（ひまわり学童クラブ及びあすなろ学童クラブ）
- 9 3 指定管理者の指定について（そよかぜ学童クラブ、たけの子ルーム及びあずま学童クラブ）
- 9 4 指定管理者の指定について（流山市立木の図書館）
- 9 5 平成 2 3 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 6 平成 2 3 年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 9 7 流山市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 8 流山市市民参加条例の制定について
- 9 9 平成 2 3 年度流山市西平井・鰯ヶ崎土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 0 平成 2 3 年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 1 平成 2 3 年度流山市公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 0 2 平成 2 3 年度流山市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 0 3 平成 2 3 年度流山市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 1 0 4 流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 1 0 5 専決処分の承認を求めることについて
（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 1 0 6 市道路線の認定について
- 1 0 7 市道路線の廃止について

- 1 6 専決処分の報告について
- 1 7 専決処分の報告について

議案第 73 号

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 職員の給与を改定し、その適正化を図るためである。

流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 流山市職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年流山市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 5 項中「3 級以上であるもの」の次に「その他職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員」を加える。

附則第 5 項第 3 号中「第 1 9 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては」の次に「、当該合計額に」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	172,200	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	173,900	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	175,600	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	177,300	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	178,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400
	6	141,200	180,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
	7	142,300	182,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
	8	143,400	184,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
	9	144,500	185,800	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
	10	145,900	187,600	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
	11	147,200	189,400	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
	12	148,500	191,200	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
	13	149,800	192,800	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
	14	151,300	194,600	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
	15	152,800	196,400	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
	16	154,400	198,200	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
	17	155,700	200,000	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
	18	157,200	201,800	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
	19	158,700	203,600	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
	20	160,200	205,400	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700
	21	161,600	207,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
	22	164,300	208,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
	23	166,900	210,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
	24	169,500	212,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
	25	172,200	214,600	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
	26	173,900	216,500	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
	27	175,600	218,400	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
	28	177,300	220,300	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
	29	178,800	222,000	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600
	30	180,600	223,900	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400
	31	182,400	225,800	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
	32	184,200	227,700	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
	33	185,800	229,300	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
	34	187,300	231,100	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
	35	188,800	232,800	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
	36	190,300	234,600	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100

再任 用職 員以 外の 職員	37	191,600	236,100	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
	38	192,900	237,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
	39	194,200	239,100	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
	40	195,500	240,600	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300
	41	196,900	242,100	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
	42	198,200	243,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
	43	199,500	245,100	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
	44	200,800	246,700	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
	45	202,000	248,000	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
	46	203,300	249,600	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
	47	204,600	251,200	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
	48	205,900	252,800	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
	49	207,100	254,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
	50	208,200	255,600	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
	51	209,300	257,000	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
	52	210,400	258,400	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
	53	211,600	259,700	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
	54	212,600	261,100	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
	55	213,600	262,500	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
	56	214,600	263,900	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
	57	215,400	265,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
	58	216,400	266,400	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
	59	217,300	267,700	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
	60	218,300	269,000	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	
	61	219,200	270,100	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
	62	220,200	271,400	328,700	369,100	386,100	413,200	457,000	
	63	221,200	272,700	329,500	369,800	386,800	413,900	457,800	
	64	222,200	274,000	330,300	370,500	387,500	414,600	458,600	
	65	223,000	275,200	331,200	370,900	388,000	414,900	459,200	
	66	224,000	276,300	331,700	371,600	388,700	415,500		
	67	225,000	277,400	332,500	372,300	389,400	416,200		
	68	226,100	278,500	333,300	373,000	390,100	416,900		
	69	226,900	279,700	334,100	373,500	390,500	417,400		
	70	227,700	280,700	334,800	374,200	391,200	418,100		
	71	228,500	281,700	335,500	374,900	391,900	418,800		
	72	229,300	282,700	336,200	375,600	392,600	419,500		
	73	230,100	283,500	336,700	376,100	392,900	420,000		
	74	230,800	284,400	337,300	376,800	393,600	420,700		
	75	231,500	285,300	337,900	377,500	394,300	421,400		
	76	232,200	286,200	338,500	378,200	395,000	422,100		
	77	233,000	287,200	338,800	378,600	395,400	422,600		
	78	233,800	288,000	339,300	379,200	396,100	423,300		
	79	234,600	288,800	339,800	379,800	396,800	424,000		
	80	235,400	289,600	340,300	380,400	397,500	424,700		

	81	236, 100	290, 400	340, 700	380, 900	398, 000	425, 200		
	82	236, 800	290, 900	341, 200	381, 500	398, 700	425, 900		
	83	237, 500	291, 400	341, 700	382, 100	399, 400	426, 600		
	84	238, 200	291, 900	342, 200	382, 700	400, 100	427, 300		
	85	239, 000	292, 000	342, 700	383, 300	400, 600	427, 800		
	86	239, 700	292, 400	343, 200	383, 900	401, 300	428, 500		
	87	240, 400	292, 600	343, 700	384, 500	402, 000	429, 200		
	88	241, 100	293, 000	344, 200	385, 100	402, 700	429, 900		
	89	241, 900	293, 200	344, 600	385, 800	403, 200	430, 400		
	90	242, 400	293, 500	345, 100	386, 400	403, 900			
	91	242, 900	293, 900	345, 600	387, 000	404, 600			
	92	243, 400	294, 200	346, 100	387, 600	405, 300			
	93	243, 700	294, 500	346, 300	388, 300	405, 800			
	94			346, 800	388, 900	406, 500			
	95			347, 300	389, 500	407, 200			
	96			347, 800	390, 100	407, 900			
	97			347, 900	390, 800	408, 400			
	98			348, 400	391, 400	409, 100			
	99			348, 900	392, 000	409, 800			
	100			349, 400	392, 600	410, 500			
	101			349, 700	393, 300	411, 000			
	102			350, 100	393, 900	411, 700			
	103			350, 500	394, 500	412, 400			
	104			350, 900	395, 100	413, 100			
	105			351, 400	395, 800	413, 600			
	106			351, 800	396, 400	414, 300			
	107			352, 200	397, 000	415, 000			
	108			352, 600	397, 600	415, 700			
	109			353, 100	398, 300	416, 200			
	110			353, 500	398, 900	416, 900			
	111			353, 900	399, 500	417, 600			
	112			354, 200	400, 100	418, 300			
	113			354, 700	400, 800	418, 800			
	114			355, 100	401, 400				
	115			355, 500	402, 000				
	116			355, 800	402, 600				
	117			356, 300	403, 300				
再任用職員		185, 800	213, 400	257, 600	277, 800	293, 200	319, 100	361, 600	395, 400

（流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第2条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年流山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「	5 4 3 , 0 0 0	を	「	5 4 1 , 0 0 0
	6 2 0 , 0 0 0			6 1 7 , 0 0 0
	7 2 4 , 0 0 0			7 2 1 , 0 0 0
	8 4 8 , 0 0 0			8 4 4 , 0 0 0
」		」		

に改める。

（流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年流山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.19」に改める。

（流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年流山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の次に「(平成18年流山市条例第41号)」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成23年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条の規定（別表第1の改正規定を除く。）及び第4条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の流山市職員の給与に関する条例第19条第5項は、平成23年4月1日から適用する。
（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 3 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の流山市職員の給与に関する条例第19条第2項（同条第3項、

第2条の規定による改正後の流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第5条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第22条第1項から第3項まで若しくは第6項又は附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(流山市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第7条の3に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年流山市条例第41号)附則第7項から第9項までの規定の適用を受けない職員に限る。)若しくは流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が1号給から3号給までであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当(給与条例第18条の3第2項に規定する規則で定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給 料 表	職 務 の 級	号 給
行政職給料表	1 級	1 号給から 9 3 号給まで
	2 級	1 号給から 8 4 号給まで
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで
	4 級	1 号給から 4 4 号給まで
	5 級	1 号給から 3 6 号給まで
	6 級	1 号給から 2 8 号給まで
	7 級	1 号給から 1 6 号給まで
	8 級	1 号給から 4 号給まで

(2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 74 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 特別職の職員及び教育長の給料月額を改正するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の項中「926, 200円」を「923, 700円」に、同表副市長の項中「799, 700円」を「797, 600円」に、同表水道事業の管理者の項中「717, 000円」を「715, 100円」に改める。

(流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和52年流山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「741, 000円」を「739, 100円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年12月1日から施行する。

議案第 75 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 年次有給休暇及び組合休暇の付与期間を暦年から年度に改めるためである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年流山市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項各号列記以外の部分中「1 の年」を「1 の年度」に改め、同項第 2 号中「年」を「年度」に改め、同項第 3 号中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第 2 項中「当該年の翌年」を「当該年度の翌年度」に改める。

第 15 条第 3 項中「1 の年」を「1 の年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日において、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 12 条第 1 項第 1 号に該当する職員（短時間勤務職員を除く。）についての平成 24 年度における年次有給休暇の日数は、同項及び同条第 2 項の規定にかかわらず、5 日にこの条例による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第 12 条第 1 項第 1 号の規定により平成 24 年に付与された年次有給休暇の日数及び同条第 2 項の規定により同年に繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数から、同年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける職員が改正後の条例第 12 条第 2 項の規定により平成 25 年度に繰り越すことができる年次有給休暇（改正前の条例第 12 条第 2 項の規定により平成 24 年に繰り越されたものを除く。）の日数は、改正後の条例第 12 条第 2 項の規定にかかわらず、25 日を限度とする。

議案第 76 号

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について
流山市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 寄附金税額控除の適用下限額を引き下げるほか、条文の整備
を行うためである。

流山市税条例の一部を改正する条例

(流山市税条例の一部改正)

第1条 流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項中「5,000円」を「2,000円」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に主たる事務所を有する同法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対する寄附金

第33条の7第2項中「5,000円」を「2,000円」改める。

附則第3条の4中「5千円」を「2,000円」に改める。

第2条 流山市税条例の一部を次のように改正する。

第33条の7第1項第5号中「同法第66条の11の2第3項」を「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第1条中第33条の7第1項第5号の改正規定 公布の日

(2) 第2条の改正規定 平成24年4月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）第33条の7及び附則第3条の4の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する新条例第33条の7第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

議案第 77 号

姉妹都市の締結について

流山市と能登町との間において、別紙盟約により姉妹都市を締結する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 能登町と姉妹都市としての久遠の盟約を結ぶためである。

盟 約

流山市と能登町との縁は、遡ること昭和初期、白みりん発祥の地として醸造業と舟運で栄えた旧流山町と、匠の技を^{いにしえ}古から受け継ぎ、全国に名高き能登^{とうじ}杜氏が活躍した旧内浦町との人的交流に始まる。

杜氏集団の中でも日本四大杜氏に数えられる能登杜氏の酒造技術は、全国各地で今も高く評価されている。戦後の合成酒全盛期には旧流山町の酒造会社においても、その技を生かした製品が全国に名を馳せ、流山の産業発展の礎を築き上げた。その後、能登杜氏をはじめとした旧内浦町民は、第二のふるさととして流山に移り住み、地域の発展に寄与している。

こうした背景をもとに、昭和60年代前半からは、流山市と旧内浦町の交流が活発に行われ、平成17年、合併による新生「能登町」が誕生した後もこれまで培われた信頼関係を更に醸成させてきた。

そして今、流山市と能登町は、この深い歴史的縁のもと、教育、文化、観光、経済、防災などのあらゆる面での友好と親善の絆を一層深め、将来に向けて両市町の更なる発展と住民の幸福を希求し、ここに姉妹都市の盟約を締結する。

議案第 81 号

流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 敬老祝金の支給金額及び支給方法を変更するためである。

流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

流山市敬老祝金支給条例（昭和５０年流山市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第５条を第６条とする。

第４条中「第２条」を「第３条」に、「とする」を「とし、その支給は、前条に規定する金額に相当するポイントが付与された敬老祝金ポイントカードの交付による」に改め、同条を第５条とする。

第３条中「次の各号に定める額」を「１０，０００円」に改め、同条各号を削り、同条を第４条とする。

第２条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１）流山共通ポイントカードシステム 流山商業協同組合の加盟店の利用に際し、流山商業協同組合が定める要件に適合する利用者に流山商業協同組合が定めるカードを介して当該利用者に流山商業協同組合が定めるところによりポイントを付与し、当該利用者が当該ポイントを利用して流山商業協同組合の加盟店を利用する流山市の商業の伸展のための消費及びサービスの利用の循環システムをいう。
- （２）敬老祝金ポイントカード 流山共通ポイントカードシステムを利用することができるものとして、敬老を祝して市から支給されるカードをいう。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の流山市敬老祝金支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に到来する誕生月に係る祝金について適用する。

議案第 82 号

流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市東深井高齢者福祉作業所を廃止するためである。

流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和４７年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項を削る。

第１２条を第１３条とし、第１１条を削り、第１０条を第１２条とする。

第９条第１項中「第７条」を「第９条」に改め、同条を第１１条とする。

第８条を第１０条とし、第７条を第９条とする。

第６条中「（高齢者福祉作業所にあつては、市内に居住する者で第２号に該当するものに限る。）」を削り、同条を第８条とする。

第５条第２項を削り、同条の次に次の２条を加える。

（開館時間）

第６条 福祉センターの開館時間は、午前９時から午後４時３０分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することがある。

（休館日）

第７条 福祉センターの休館日は、１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第３条第２項を削る改正規定、第５条第２項を削る改正規定及び第６条中「（高齢者福祉作業所にあつては、市内に居住する者で第２号に該当するものに限る。）」を削る改正規定以外の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 83 号

流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市高齢者趣味の家の名称の変更、流山市東部高齢者趣味
の家及び流山市南部高齢者趣味の家の設置並びに陶芸用電気炉
の使用料を徴収するためである。

流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例（昭和５５年流山市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中「流山市高齢者趣味の家」を「流山市北部高齢者趣味の家」に改め、同表に次のように加える。

流山市東部高齢者趣味の家	流山市名都借２７４番地
流山市南部高齢者趣味の家	流山市流山９丁目５００番地の３９

第４条第１号中「及び手芸」を「その他の趣味」に、「を行うための場所」を「のための作業（流山市東部高齢者趣味の家においては、陶芸に係る素焼き、本焼き及び施^{ゆう}釉に限る。）を行う場所」に改める。

第１２条を第１４条とし、第１１条を第１３条とし、第１０条を第１２条とする。

第９条の見出しを「（使用料）」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、別表区分の欄に掲げる設備を使用する団体は、当該設備の使用について、同表に定める使用料を納入しなければならない。

第９条に次の２項を加え、同条を第１１条とする。

２ 前項の使用料は、市長が指定する期日までに納入しなければならない。

３ 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第８条第１項中「第６条」を「第８条」に改め、同条を第１０条とし、第７条を第９条とし、第６条を第８条とする。

第５条ただし書を次のように改め、同条を第７条とする。

ただし、別表区分の欄に掲げる設備の使用を伴う陶芸を行うために趣味の家を使用する場合にあっては、市内に在住する６０歳以上の者で組織し、市に登録した団体とする。

第４条の次に次の２条を加える。

（開館時間）

第５条 趣味の家の開館時間は、午前９時から午後４時３０分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第 6 条 趣味の家の休館日は、1 月 1 日から同月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 7 条、第 1 1 条関係）

区 分	単位	使用料の額	
陶芸用電気炉（15 キロワット）	1 団体	素焼き 1 回	1,000 円
		本焼き 1 回	2,000 円
陶芸用電気炉（20 キロワット）	1 団体	素焼き 1 回	1,400 円
		本焼き 1 回	2,700 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定、第 4 条の改正規定、第 5 条の改正規定（同条を第 7 条とする部分を除く。）、第 9 条の改正規定（同条を第 1 1 条とする部分を除く。）及び附則の次に別表を加える改正規定以外の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の高齢者趣味の家の使用について適用する。

議案第 84 号

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市心身障害者福祉作業所さつき園を障害者自立支援法に規定する就労継続支援を行う事業所として位置付けることに伴い、所要の改正を行うためである。

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

流山市心身障害者福祉作業所の設置及び管理に関する条例（昭和 53 年流山市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「雇用されることが困難である心身障害者に自活に必要な指導及び訓練を行うとともに、仕事を与えて、その自立の助長を図るため」を「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 15 項に規定する就労継続支援を行うため」に改める。

第 4 条第 1 号中「作業の提供及び指導」を「障害者自立支援法施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 2 号の就労継続支援 B 型」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

（2）利用者の福祉の増進に関すること。

第 4 条中第 3 号及び第 4 号を削る。

第 6 条第 3 号及び第 4 号中「入所」を「利用」に改め、同条第 5 号を次のように改める。

（5）第 12 条に規定する利用料金の収受に関すること。

第 8 条第 3 号中「同月 4 日」を「同月 3 日」に、「12 月 28 日」を「12 月 29 日」に、「第 1 号及び前号」を「前 2 号」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（利用者の資格）

第 9 条 福祉作業所を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

（1）現に市内に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に基づく外国人登録原票に登録されている者

（2）法第 19 条第 1 項の規定により市町村による訓練等給付費の支給決定の対象者とされた障害者

第 10 条の見出しを「（利用の承認）」に改め、同条第 1 項中「に入所しようとする」を「を利用しようとする」に、「許可」を「承認」に改め、同条第 2 項中「許可」を「承認」に改める。

第 11 条の見出し中「入所」を「利用」に改め、同条中「に入所しようとする者」を「を利用しようとする者又は利用している者」に、「入

所の許可」を「利用の承認」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「入所」を「利用」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第9条に規定する利用者の資格を満たさない者又は前条第2項の規定により付された条件に違反した者
第12条を次のように改める。

(利用料金)

第12条 第10条第1項の承認を受けた者が福祉作業所を利用したときは、当該利用について、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額から同条第1項の訓練等給付費の額を控除した額を利用料金として指定管理者に支払うものとする。

2 前項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 85 号

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市立名都借保育所及び流山市立長崎保育所を廃止するとともに、流山市立向小金保育所の収容定員を増加するためである。

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

流山市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和３０年流山市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第３条の表中流山市立名都借保育所の項及び流山市立長崎保育所の項を削り、同表流山市立向小金保育所の項収容定員の欄中「９０」を「１２０」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （１）第３条の改正規定（流山市立名都借保育所の項を削る部分に限る。） 平成２４年４月１日
- （２）第３条の改正規定（流山市立長崎保育所の項を削る部分に限る。） 平成２４年７月１日
- （３）前２号に掲げる規定以外の規定 公布の日

議案第 86 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 公用車とバイクの交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について相手方と合意に達し、即時にこれを確定し、事件の解決を図ることについて特に緊急を要したため、平成23年10月5日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

專 決 処 分 書

平成２３年５月２日に発生した公用車とバイクの交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 10 月 5 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生年月日 | 平成２３年５月２日 |
| 2 | 事故発生場所 | 流山市平和台１丁目５番地５地先 |
| 3 | 事故の概要 | 公用車を運転し、流山市役所に入るため左折しかけたところ、後方から直進しようとした相手方のバイクと公用車の前方部が接触し、バイクの一部を破損させ、運転中の相手方が負傷したもの |
| 4 | 事故の相手方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解決方法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２３年１０月５日 |
| 7 | 和解の要旨 | 市の９割負担（物損分以外の損害については、自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律９７号）に基づく支払基準により減額なし） |
| 8 | 損害賠償額 | １，０７１，５３２円 |

議案第 87 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市野々下福社会館

2 指定管理者となる団体

東京都文京区後楽一丁目3番61号

株式会社東京ドームファシリティーズ

代表取締役社長 中村 寿祥

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第 88 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

（1）江戸川台学童クラブ

（2）もりのいえ学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市富士見台2丁目5番地の3、5－103

特定非営利活動法人 green

理事長 小川 恭子

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 89 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

- （1）西初石子どもルーム
- （2）つくしんぼ学童クラブ
- （3）たんぽぽ学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市富士見台2丁目5番地の3、5-103

特定非営利活動法人 green

理事長 小川 恭子

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 90 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

（1）八木北小学校区学童クラブ

（2）おおたかの森ルーム

（3）ひよどり学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市東初石3丁目126番地の55 東初石パーク・ホームズ510

NPO法人でんでんむし

理事長 小沼 みはる

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 91 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

（1）ちびっこなかよしクラブ

（2）ちびっこのびのびクラブ

（3）おおぞら学童

2 指定管理者となる団体

千葉県佐倉市山崎字石井戸529番地1

社会福祉法人生活クラブ

理事長 池田 徹

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 92 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

（1）ひまわり学童クラブ

（2）あすなろ学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市平和台2丁目1番地の2

社会福祉法人流山市社会福祉協議会

会長 鈴木 孝夫

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 93 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

（1）そよかぜ学童クラブ

（2）たけの子ルーム

（3）あずま学童クラブ

2 指定管理者となる団体

流山市古間木290番地の16

特定非営利活動法人ライズアップ女性サポート実行委員会

代表 山中 有紀

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第 94 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

1 管理を行わせる公の施設の名称

流山市立木の図書館

2 指定管理者となる団体

千葉県鎌ヶ谷市初富本町二丁目20番36号

株式会社すばる

代表取締役 高橋 敏明

3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

議案第 97 号

流山市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
流山市出張所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市東部出張所の位置を変更するためである。

流山市出張所設置条例の一部を改正する条例

流山市出張所設置条例（昭和 4 1 年流山市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「流山市名都借 3 1 4 番地」を「流山市名都借 3 1 3 番地の 1」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 3 月 1 9 日から施行する。

議案第 98 号

流山市市民参加条例の制定について
流山市市民参加条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市自治基本条例に基づき、市民等の市政への参加の手續
その他必要な事項を定め、市民自治を推進するためである。

流山市市民参加条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 行政への市民参加

第1節 通則（第4条－第6条）

第2節 パブリックコメント手続（第7条－第9条）

第3節 審議会等（第10条－第12条）

第4節 意見交換会（第13条・第14条）

第5節 無作為抽出型市民会議（第15条・第16条）

第6節 政策提案制度（第17条・第18条）

第3章 議会への市民参加（第19条・第20条）

第4章 地域コミュニティ（第21条）

第5章 協働の推進（第22条・第23条）

第6章 流山市市民参加推進委員会（第24条－第30条）

第7章 雑則（第31条）

附則

前文

私たち市民は、市民自治によるまちづくりを推進するために流山市自治基本条例を制定し、また、時を同じくして、議会は、流山市議会基本条例を制定し、議会への市民参加を進めている。

市民参加を促進し、定着させるためには、豊かな知識と経験を持つ私たち市民は、主体的に市政に参加し、生活実感に基づく考えや思いを市政に反映させることが大切であり、市民及び市は、流山市自治基本条例にうたわれている、市民が自治の主体であり主権は市民にあることを、より一層認識するとともに、市民が市政の情報を共有しながら市政に参加できる確かな仕組みを定める必要がある。

私たち市民は、主権者としての市民が市政に参加することができる制度を確立させ、流山に住んでよかった、これからもずっと流山に住みたいと思えるまちづくりができるようにするため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1

号。以下「自治基本条例」という。）第16条の規定に基づき、市民等の市政への参加（以下「市民参加」という。）の手續その他必要な事項を定め、市民自治を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）パブリックコメント手續 政策の策定に当たり、当該策定しようとする政策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を多面的、かつ、総合的に検討して当該政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手續をいう。
- （2）審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの（無作為抽出型市民会議を除く。）をいう。
- （3）意見交換会 政策について市民等の意見を聴き、政策に反映させるため、市が開催する会議をいう。
- （4）無作為抽出型市民会議 無作為で選ばれた市民が市の設定した課題に関して小人数のグループで学習及び討議をし、課題に関する意見をまとめ、提言をする会議をいう。
- （5）政策提案制度 市民等が具体的な政策を提案し、その提案に対し、市が多面的、かつ、総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、市の考え方等を公表する一連の手續をいう。

（基本原則）

第3条 市民参加は、すべての市民等にその機会を保障し、問題発見、課題設定、計画の立案、実施、評価、改善等の各段階のうち、市民等、市及び議会が必要と判断する局面において行われるものとする。

- 2 市民参加は、市民等、市及び議会が情報をわかりやすく発信するとともに、これを共有して行われるものとする。
- 3 市民参加は、市民等、市及び議会がそれぞれのもつ特性を生かし、お互いの役割を理解し、尊重しながら行われるものとする。
- 4 市民参加は、市民等と市及び議会の開かれた応答的な関係を通じた相互の連携及び協力により、市民等の意見が効果的に反映されること

を基本として行われるものとする。

第2章 行政への市民参加

第1節 通則

（市の責務）

第4条 市は、情報を積極的に提供し、かつ、市民等への説明責任を果たすとともに、市民参加のしやすい環境を整備しなければならない。

2 市は、市民等の意見を十分考慮し、政策に活かすよう努めなければならない。

3 市は、市民参加を通じて得られる情報及び知識を真摯に検討するとともに、必要に応じて調査研究を行い、その成果を公表しなければならない。

4 市は、市民参加について、職員の研修に不断に努めなければならない。

（市民参加の対象）

第5条 市は、次に掲げる事項（以下「対象事項」という。）を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。

（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更

（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例の制定改廃又は市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定改廃

（3）公共の用に供される施設の設置に係る計画の策定又は変更

（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

（1）軽易なもの

（2）緊急に行わなければならないもの

（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの

3 市は、前項の規定により市民参加の対象としないものとしたことについて、これを公表し、十分な説明を行うものとする。

4 市は、対象事項以外の事項について、第24条に規定する流山市市民参加推進委員会から市民参加の対象とすることを提言された場合は、

これを最大限に尊重しなければならない。

- 5 市は、前項に定めるもののほか、対象事項以外の事項についても、市民参加の対象とすることができる。

（市民参加の方法）

第6条 市は、前条第1項、第4項又は第5項の規定により市民参加の手続を行うときは、法令（条例を含む。）に市民参加の手続について別に定めのある場合を除き、次に掲げる方法のうち、適切と認める複数の方法により行わなければならない。

- （1）パブリックコメント手続
- （2）審議会等の開催
- （3）意見交換会の開催
- （4）無作為抽出型市民会議の開催
- （5）政策提案制度
- （6）その他の効果的と認められる方法

- 2 前項第6号に規定する市民参加の手続を行う場合の方法は、第24条に規定する流山市市民参加推進委員会の意見を聴いた上で、市長が別に定める。

第2節 パブリックコメント手続

（パブリックコメント手続の実施）

第7条 市は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- （1）政策の案の趣旨、目的、内容及び背景
 - （2）政策の案を立案する際に整理した市の考え方及び論点
 - （3）前2号に定めるもののほか、市民等が政策の案を理解するために必要な資料
 - （4）意見等の提出先、提出方法及び提出期間
- （意見等の提出方法等）

第8条 パブリックコメント手続における意見等の提出方法は、次のとおりとする。

- （1）郵便
- （2）ファクシミリ
- （3）電子メール
- （4）書面の持参

- 2 パブリックコメント手続における意見等の提出期間は、前条の規定による公表の日から30日以上とする。ただし、特別の事情があるときは、市は、これよりも短い期間を設けることができる。
- 3 パブリックコメント手続により意見等を提出できるものは、市民等及びパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するものとする。
- 4 パブリックコメント手続により意見等を提出しようとするものは、住所、氏名その他市が必要と認める事項を明らかにしなければならない。
- 5 市は、パブリックコメント手続を行う場合は、政策の案をわかりやすく市民等に公表し、より多くの意見等を得るように努めなければならない。

（意見等の処理）

第9条 市は、前条の規定により提出された意見等を多面的、かつ、総合的に検討して、パブリックコメント手続を行った政策について、意思決定を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定により意思決定を行ったときは、パブリックコメント手続により提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方並びに政策の案を修正したときは、その内容を公表するものとする。ただし、流山市情報公開条例（平成13年流山市条例第32号）第7条各号に定める不開示情報（以下「不開示情報」という。）は、公表しないものとする。

第3節 審議会等

（委員の公募）

第10条 市は、審議会等（対象事項（第5条第4項及び第5項の規定により、市民参加の対象となる事項を含む。以下「対象事項等」という。）の審議等を行うものに限る。以下この節において同じ。）の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募による市民を含めるものとし、その割合は、委員の総数の3分の1以上になるよう努めなければならない。

- 2 市は、審議会等の委員を公募する場合は、選考基準や選考方法を公表しなければならない。
- 3 市は、審議会等の委員を公募により選考する場合は、委員の在期数、

他の審議会等の委員との兼職状況、男女比等に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めなければならない。

（会議の公開等）

第 1 1 条 審議会等の会議は、公開とする。ただし、法令（条例を含む。）の規定により審議会等が非公開とすることができると定められているときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により審議会等の会議の全部又は一部を公開しないときは、別に法令（条例を含む。）の定めがある場合を除き、審議会等の長が会議に諮り、多数決によって決定するものとする。この場合において、多数決の結果が可否同数の場合は、審議会等の長の判断で公開又は非公開の決定をする。

3 審議会等は、会議を公開としないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 市は、審議会等の会議が開催されるときは、会議開催日の 1 週間前までに広報又はホームページ等により公表するものとする。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。

5 前項の規定により公表する内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の手續、担当課名その他必要な事項とする。

6 審議会等の長は、審議会等の傍聴者に対して、必要な資料提供と積極的な情報提供に努めるものとする。

（会議録の作成及び公表）

第 1 2 条 審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令（条例を含む。）に定めのある場合を除き、速やかに公表しなければならない。この場合において、会議に提出された資料（不開示情報を除く。）を併せて公表しなければならない。

2 前項の会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名等を記載するほか、審議会等の内容について市民等が理解できる形式としなければならない。

3 市は、審議会等から提出された答申に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を公表するものとする。

第 4 節 意見交換会

（意見交換会の公表）

第 1 3 条 市は、意見交換会を開催するときは、事前に次に掲げる事項

を公表するものとする。

(1) 開催の目的（政策の案その他の資料があるときは、当該資料を含む。）

(2) 開催の日時及び場所

（開催記録の作成及び公表）

第14条 市は、意見交換会を開催したときは、開催記録を作成するとともに、不開示情報を除き、これを公表するものとする。

2 市は、意見交換会で出された意見に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を公表するものとする。

第5節 無作為抽出型市民会議

（参加者の選任及び代表者の選出等）

第15条 市は、無作為抽出型市民会議への参加者（以下「参加者」という。）を選任する場合は、住民基本台帳により無作為で選ばれた市民のうち無作為抽出型市民会議への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）からこれを選任するものとする。

2 市は、参加希望者の数が、実施しようとする無作為抽出型市民会議の定員を超えた場合は、抽選により参加者を選任することができる。

3 参加者は、その互選により無作為抽出型市民会議の代表者を選出するものとする。

4 前項に定めるもののほか、無作為抽出型市民会議の構成及び運営については、無作為抽出型市民会議が定める。

（無作為抽出型市民会議の開催及び公開）

第16条 無作為抽出型市民会議を開催するときは、その代表者は、事前に次に掲げる事項を市に通知するものとする。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 会議の議題等

2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、同項各号に掲げる事項を公表するものとする。

3 無作為抽出型市民会議を開催したときは、その代表者は、会議の開催記録を作成するとともに、その内容を市に報告するものとする。

4 市は、前項の規定による報告を受けたときは、不開示情報を除き、速やかにこれを公表しなければならない。

第6節 政策提案制度

（政策提案の提出等）

第17条 市民等は、政策提案制度により公益的な観点から行政の運営に関する提案（以下「政策提案」という。）をすることができる。

2 市は、対象事項等について、政策提案制度により提案を求めようとするときは、次の事項を公表するものとする。

- （1）提案を求める政策の目的
- （2）提案することができるものの範囲
- （3）提案方法及び提出期間
- （4）その他提案に関して必要な事項

（政策提案の審査等）

第18条 市は、前条の規定により行われた政策提案の採否を決定するに当たっては、第24条に規定する流山市市民参加推進委員会の意見を聴かなければならない。

2 政策提案の提出者（以下「提案者」という。）は、提出した政策提案について、前項の流山市市民参加推進委員会において意見を述べることができる。

3 市は、第1項の流山市市民参加推進委員会の審査結果を踏まえ、提出された政策提案を多面的、かつ、総合的に検討し、検討結果及び採否の理由を提案者に通知するとともに、不開示情報を除き、これを公表するものとする。

第3章 議会への市民参加

（議会の責務）

第19条 議会は、情報を積極的に提供し、かつ、市民等への説明責任を果たすとともに、市民参加のしやすい環境を整備しなければならない。

2 議会は、市民等の意見を十分に考慮し、政策に活かすよう努めなければならない。

3 議会は、市民参加を通じて得られる情報及び知識を真摯に検討するとともに、必要に応じて調査研究を行い、その成果を公表しなければならない。

4 議会は、市民参加について、議員の研修に不断に努めなければならない。

（議会における市民参加の促進）

第20条 議会は、議会報告会等、市民等との多様な意見交換の場を設けるよう努めるものとする。

2 議会は、公聴会又は参考人制度を活用し、政策の議論に活かしていくよう努めるものとする。

3 議会に請願又は陳情を提出した者は、議会においてその意見を表明することができる。

4 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の傍聴者に対して、必要な資料提供と積極的な情報提供に努めるものとする。

5 議会は、市民参加の促進のための調査研究に努めるものとする。

6 議会は、議会への市民参加の方法を周知するよう努めるものとする。

第4章 地域コミュニティ

（市民等の市民自治の実践等）

第21条 市民等は、地域コミュニティにおいて活動することを通じて、市政及び地域活動に意見を表明し、それに基づき行動することにより、身近なところから市民自治を実践するよう努めるものとする。

2 市民等は、地域コミュニティの諸活動及びそこから創造される成果の共有を通じて、地域社会における課題解決を図るよう努めるものとする。

3 市民等は、広域的な観点から地域の課題解決に取り組む必要がある場合は、地域コミュニティにおける諸活動を横断的につなげ、積極的な連携を図るよう努めるものとする。

4 市民等は、地域コミュニティにおいて活動することの意思を尊重し、誰でもその自由な意思により活動できる環境の整備に努めるものとする。

5 市及び議会は、地域コミュニティの活動が効果的な成果を上げられるよう環境の整備に努めるとともに、必要に応じて支援するものとする。

第5章 協働の推進

（協働の推進）

第22条 市民等、市及び議会は、地域課題の解決に当たっては、自治基本条例で定める市民自治の基本理念に基づき、それぞれの自主性及び特性を尊重し、継続した対話を通じて十分な協議と理解の上、協働

の推進に努めるものとする。

2 市民等、市及び議会は、互いに協働の取組に関する提案を行うことができる。

3 市民等、市及び議会は、必要に応じて、協働の取組に関し、第24条に規定する流山市市民参加推進委員会の意見を聴くことができる。この場合において、市民等及び議会が意見を聴こうとするときは、市長を通じて行うものとする。

（協働における市の役割）

第23条 市は、協働を推進するため、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- （1）協働に関する情報の収集及び提供
- （2）市民等の交流及びネットワークの構築のための支援
- （3）市民等の活動によって課題解決が困難な場合の補完のための支援
- （4）協働を推進するための人材育成
- （5）その他協働の推進に必要な事項

第6章 流山市市民参加推進委員会

（設置）

第24条 この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、流山市市民参加推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第25条 推進委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）この条例の運用に関する評価及び改善のための提案
- （2）この条例の見直しに関する事項
- （3）政策提案の審査
- （4）協働の取組に関する提案の審査及び助言
- （5）前各号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する基本的事項（組織等）

第26条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- （1）公募による市民等
- （2）学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補

欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第27条 推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、推進委員会の会務を総理し、推進委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

（会議）

第28条 委員長は、推進委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 推進委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 推進委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席することを要請し、その説明又は意見を聴くことができる。

（会議の運営等）

第29条 委員長は、推進委員会の会議の議事及び運営に関し必要な事項を定めることができる。

（部会）

第30条 推進委員会に専門の事項を調査するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故のあるときは、副部会長がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、第28条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「推進委員会」とあるのは「部会」と、「委員の」とあるのは「、部会に属する委員の」と、「出席委員の」とあるのは「出席した部会に属する委員の」と、前条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「推進委員会」とあるのは「部

会」と読み替えるものとする。

第 7 章 雑則

(委任)

第 3 1 条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている対象事項であって、時間的な制約その他正当な理由により、市民参加の手続を実施することが困難であると認められるものについては、第 2 章の規定は、適用しない。

議案第 104 号

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 事業計画の変更に伴い、給水人口及び1日最大給水量を改めるためである。

流山市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和４３年流山市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「１６６，５００人」を「１８２，０００人」に改め、同条第４項中「６５，７００立方メートル」を「５８，９００立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成２４年２月１日から施行する。

議案第 105 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年11月24日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 台風15号により市営住宅平方団地の屋根が飛散し、建物等に損傷を与えた物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について特に緊急を要したため、平成23年11月10日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

専 決 処 分 書

台風 15 号により市営住宅平方団地の屋根が飛散し、建物等に損傷を与えた物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 11 月 10 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 事故発生年月日 | 平成 23 年 9 月 21 日 |
| 2 | 事故発生場所 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 3 | 事故の概要 | 平成 23 年 9 月 21 日に来襲した台風 15 号が通過した際に、強風により市営住宅平方団地の屋根が破損し、飛散したことにより、相手方の家屋、外壁、門扉等を破損させたもの |
| 4 | 事故の相手方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解決方法 | 和解による |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 23 年 11 月 10 日 |
| 7 | 和解の要旨 | 相手方の被害額 1,002,971 円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損害賠償額 | 1,002,971 円 |

議案第 106 号

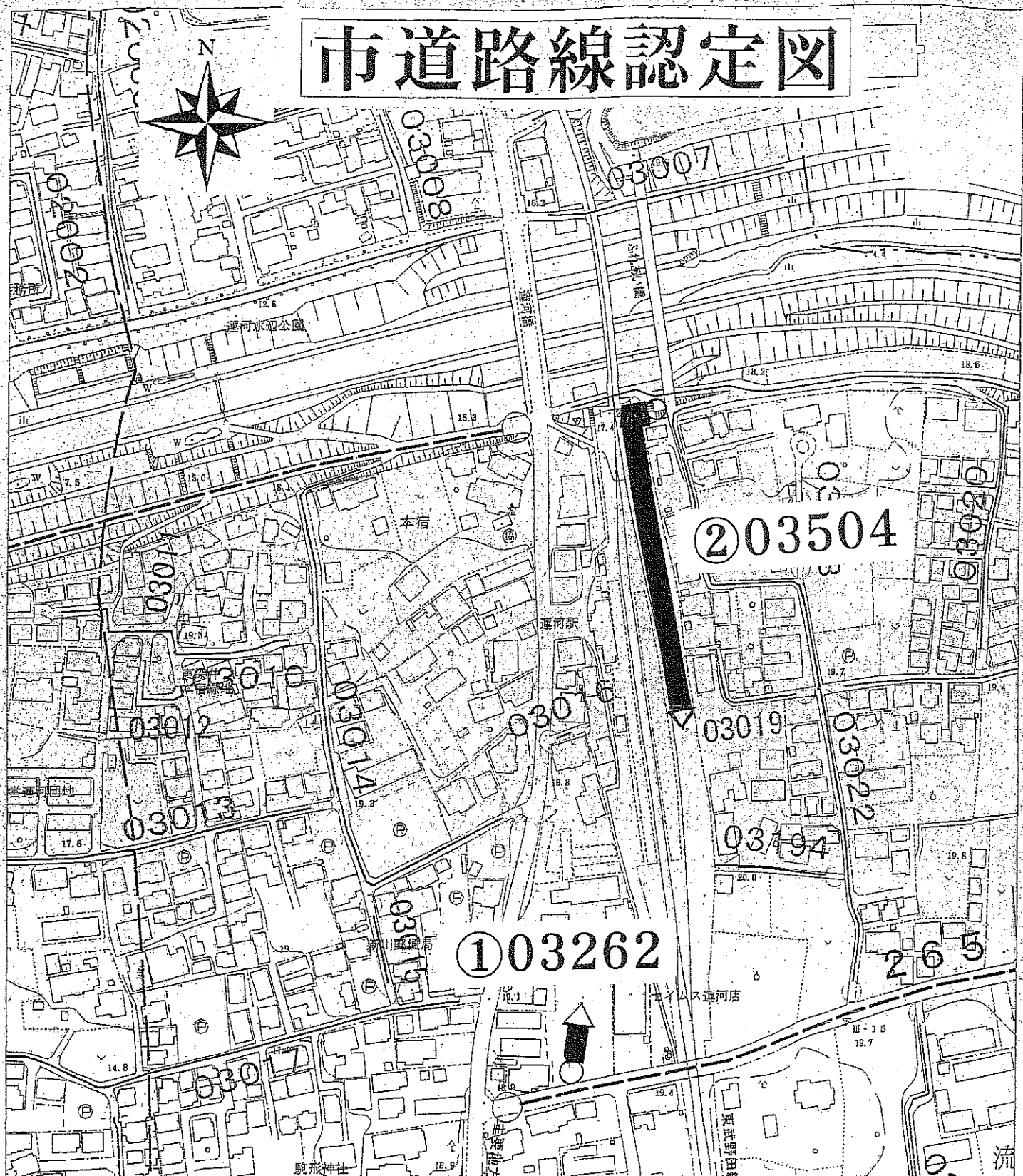
市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

平成23年11月24日提出

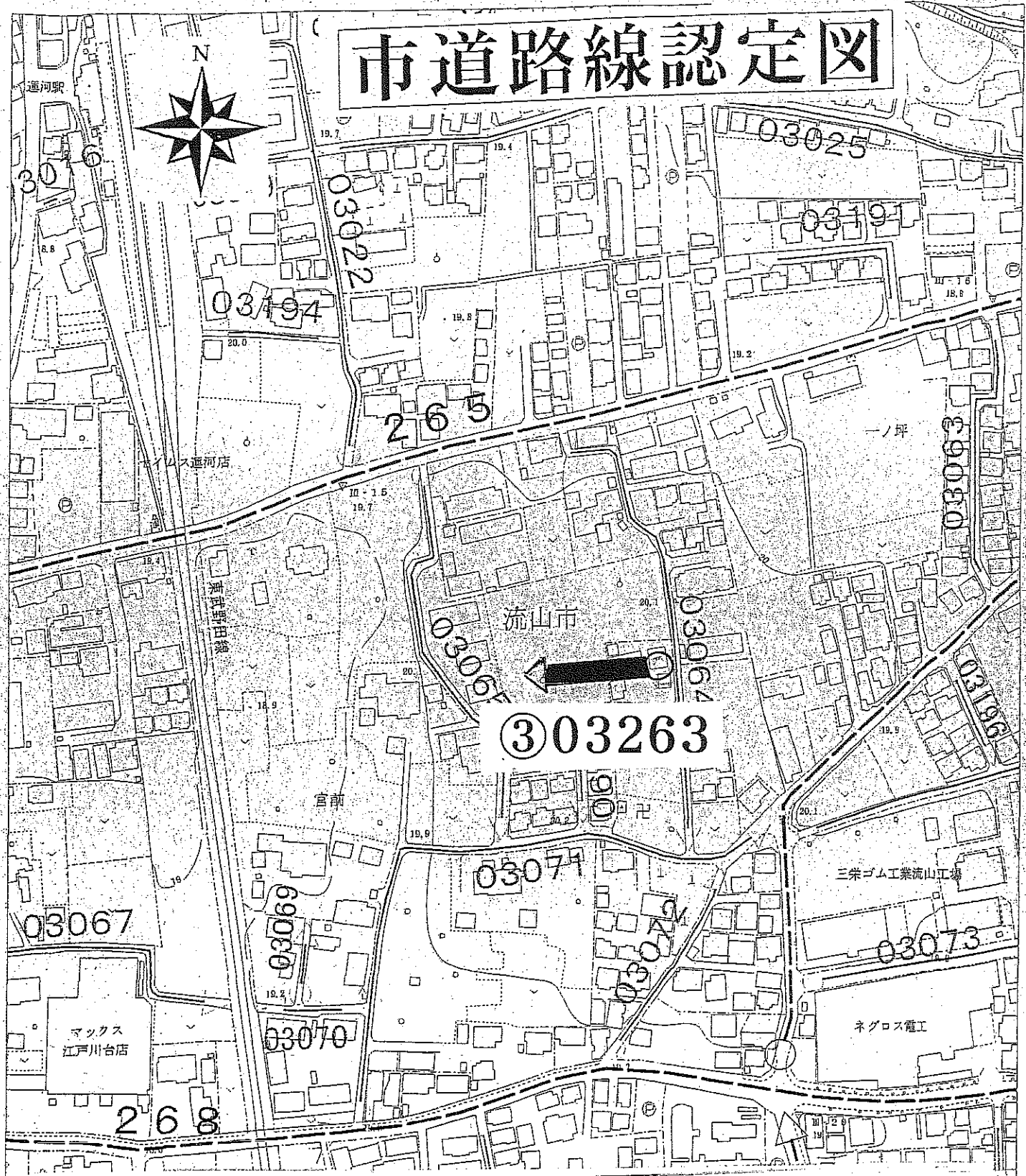
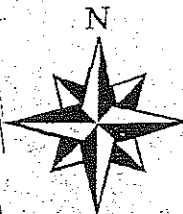
流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 終 点	重要な 経過地
1	0 3 2 6 2	東深井区画 2 6 2 号線	東深井字赤土 3 8 2 番 1 8 同 所同 番 1 3	
2	0 3 5 0 4	東深井 4 号歩行者専用道路	東深井字赤土 4 1 8 番 1 同 所 3 7 4 番 1	
3	0 3 2 6 3	東深井区画 2 6 3 号線	東深井字宮前 2 0 1 番 1 4 同 所 2 0 0 番 9	
4	0 6 0 4 4	中野久木区画 4 4 号線	中野久木字谷頭 5 5 9 番 4 同 所同 番 4 2	
5	0 6 5 0 2	中野久木 2 号歩行者専用道路	中野久木字谷頭 5 5 9 番 3 9 同 所同 番 2 1	
6	1 8 0 4 2	富士見台区画 4 2 号線	富士見台 2 丁目 5 番 2 5 中野久木字入谷津 4 3 6 番 1 5	
7	3 2 0 1 9	東初石 4 丁目区画 1 9 号線	東初石 4 丁目 1 8 4 番 9 5 同 所同 番 1 1 3	
8	3 5 0 6 6	駒木台区画 6 6 号線	駒木台 2 1 7 番 1 8 8 同 所同 番 1 9 1	
9	2 9 0 2 1	西初石 6 丁目区画 2 1 号線	西初石 6 丁目 1 8 6 番 1 3 0 同 所同 番 6 7	
1 0	2 9 5 0 2	西初石 6 丁目 2 号歩行者専用道路	西初石 6 丁目 1 8 6 番 1 3 0 同 所同 番 3	
1 1	3 7 0 3 5	十太夫区画 3 5 号線	十太夫 2 4 1 番 8 東初石 6 丁目 1 8 6 番 2 8	
1 2	3 4 0 0 5	東初石 6 丁目区画 5 号線	東初石 6 丁目 1 8 6 番 3 0 同 所 1 8 5 番 1 1	
1 3	3 4 0 0 6	東初石 6 丁目区画 6 号線	東初石 6 丁目 1 8 5 番 1 5 同 所同 番 1 4	
1 4	3 4 0 0 7	東初石 6 丁目区画 7 号線	東初石 6 丁目 1 8 5 番 6 同 所 1 8 4 番 8	
1 5	6 4 0 2 5	長崎 1 丁目区画 2 5 号線	長崎 1 丁目 5 0 番 5 同 所同 番 1 0	
1 6	7 7 0 5 1	松ヶ丘 5 丁目区画 5 1 号線	松ヶ丘 5 丁目 7 0 8 番 1 同 所 7 0 2 番 2 0	
1 7	1 1 9	西平井・鰯ヶ崎幹線	西平井字根郷前 1 3 6 6 番 西平井字赤松 6 1 0 番 3	
1 8	6 6 0 6 3	西平井区画 6 3 号線	西平井字横枕 3 6 1 番 西平井字道合 3 0 4 番 1	
1 9	6 6 0 6 4	西平井区画 6 4 号線	西平井字横枕 3 7 3 番 1 西平井字道合 3 1 9 番	
2 0	6 6 0 6 5	西平井区画 6 5 号線	西平井字横枕 3 7 2 番 1 西平井字西ノ下 6 4 3 番 1	
2 1	6 6 0 6 6	西平井区画 6 6 号線	西平井字四斗蒔 6 0 6 番 西平井字西ノ下 6 3 7 番 4	
2 2	6 6 0 6 7	西平井区画 6 7 号線	西平井字道合 3 1 9 番 同 所 3 0 3 番 1	
2 3	8 1 0 9 3	鰯ヶ崎区画 9 3 号線	鰯ヶ崎字宮後 1 3 0 7 番 2 8 同 所 1 3 2 8 番 8	



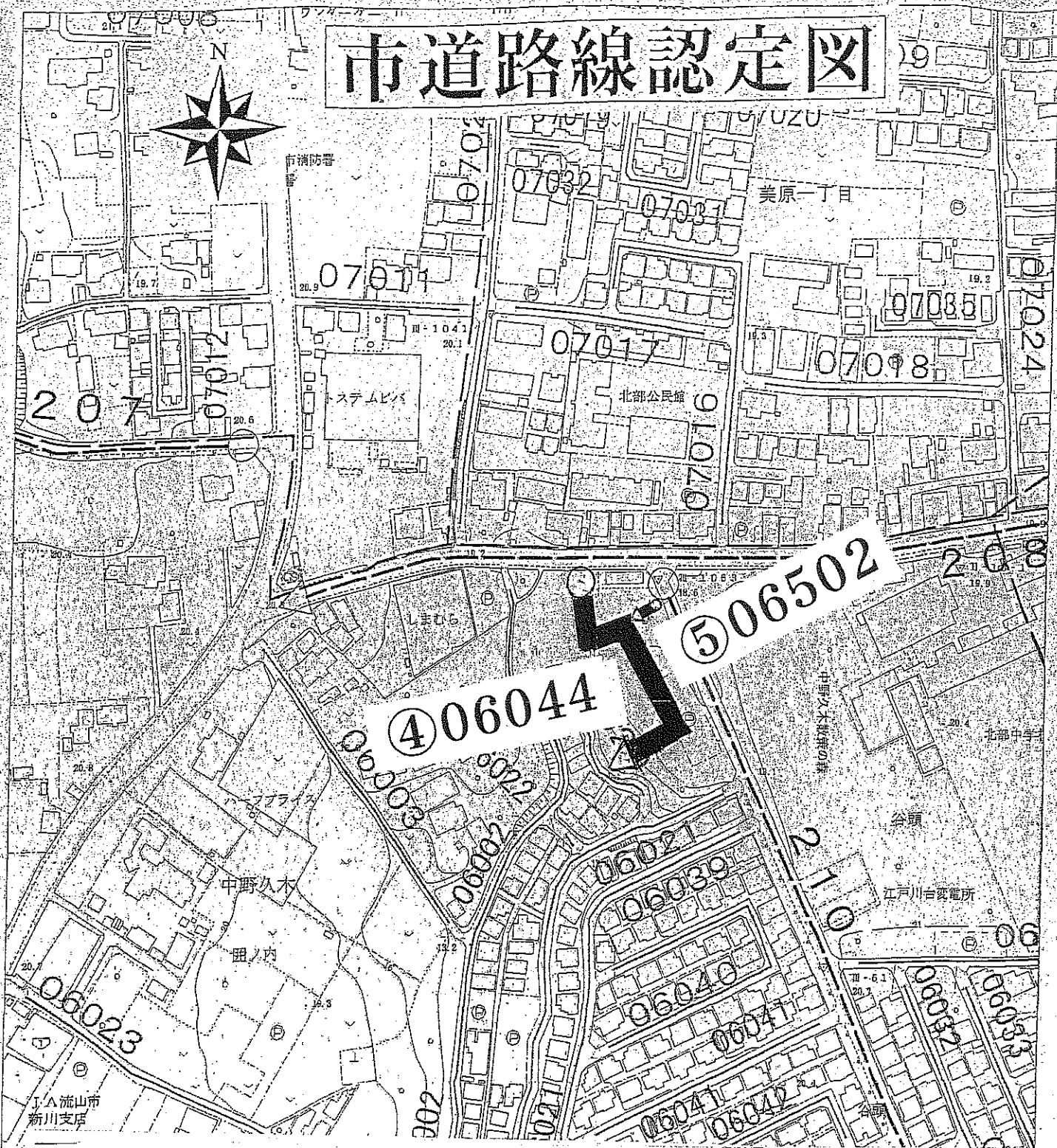
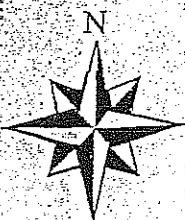
整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
1	03262	東 深 井 区 画 2 6 2 号 線	33.76m	—m	33.76m	5.00~9.01m
2	03504	東 深 井 4 号 歩 行 者 専 用 道 路	150.74m	—m	150.74m	7.00~11.70m

市道路線認定図

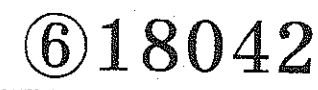


整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
3	03263	東 深 井 区 画 263 号 線	69.02m	-m	69.02m	6.01~10.01m

市道路線認定図

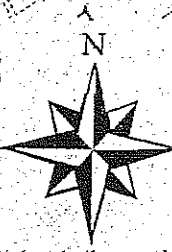


整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
4	06044	中野久木区画44号線	128.77m	—m	128.77m	6.01m
5	06502	中野久木2号歩行者専用道路	24.25m	—m	24.25m	2.50~4.40m



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
6	18042	富士見台区画42号線	64.98m	—m	64.98m	6.00~9.00m

市道路線認定図



⑦32019

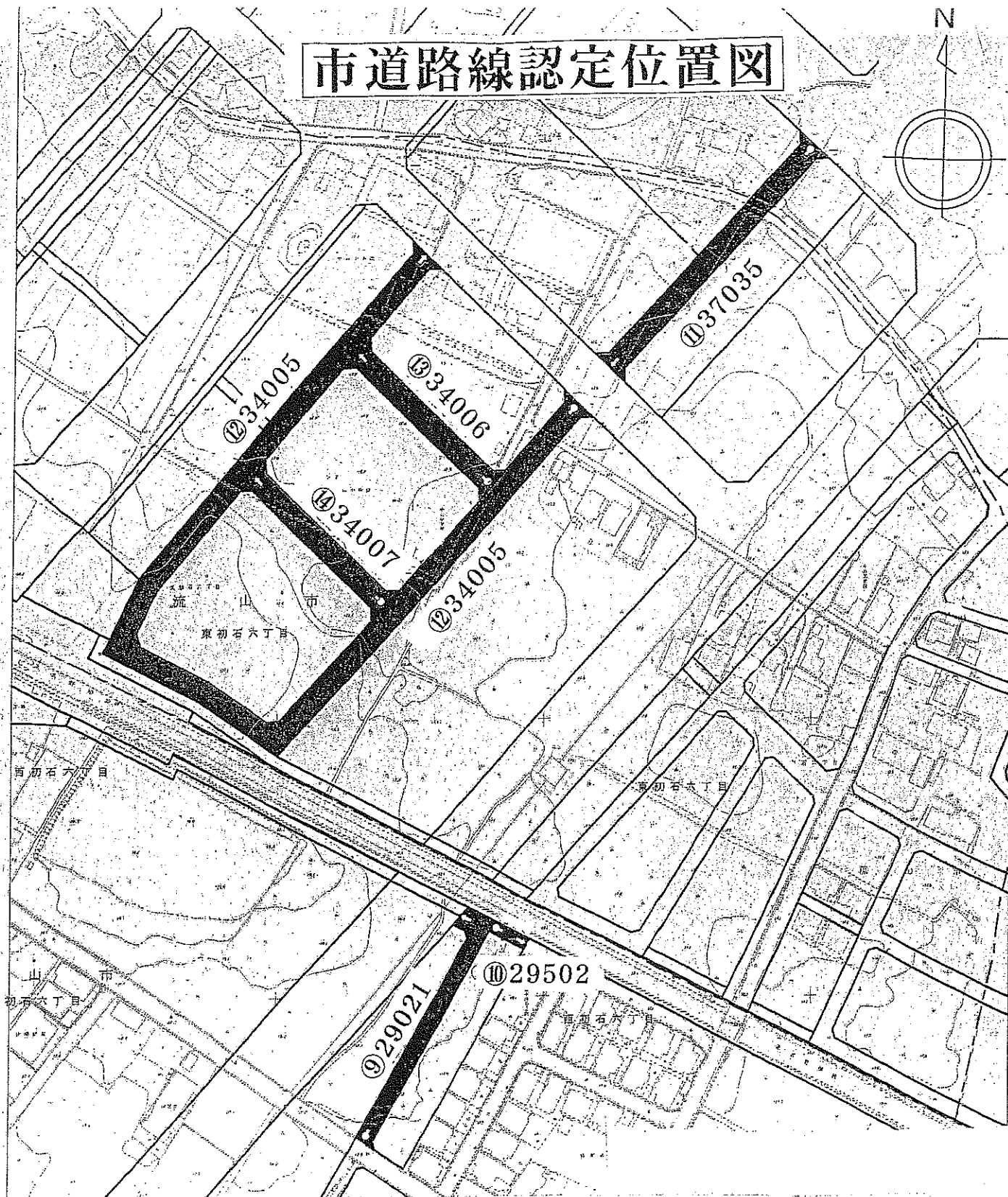
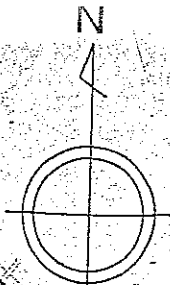
整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
7	32019	東初石4丁目区画19号線	97.79m	—m	97.79m	6.00~16.00m

市道路線認定図

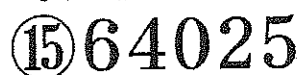
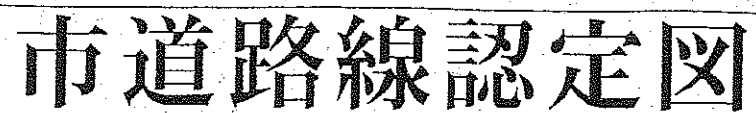


整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
8	35066	駒 木 台 区 画 66 号 線	28.96m	—m	28.96m	5.00~15.00m

市道路線認定位置図

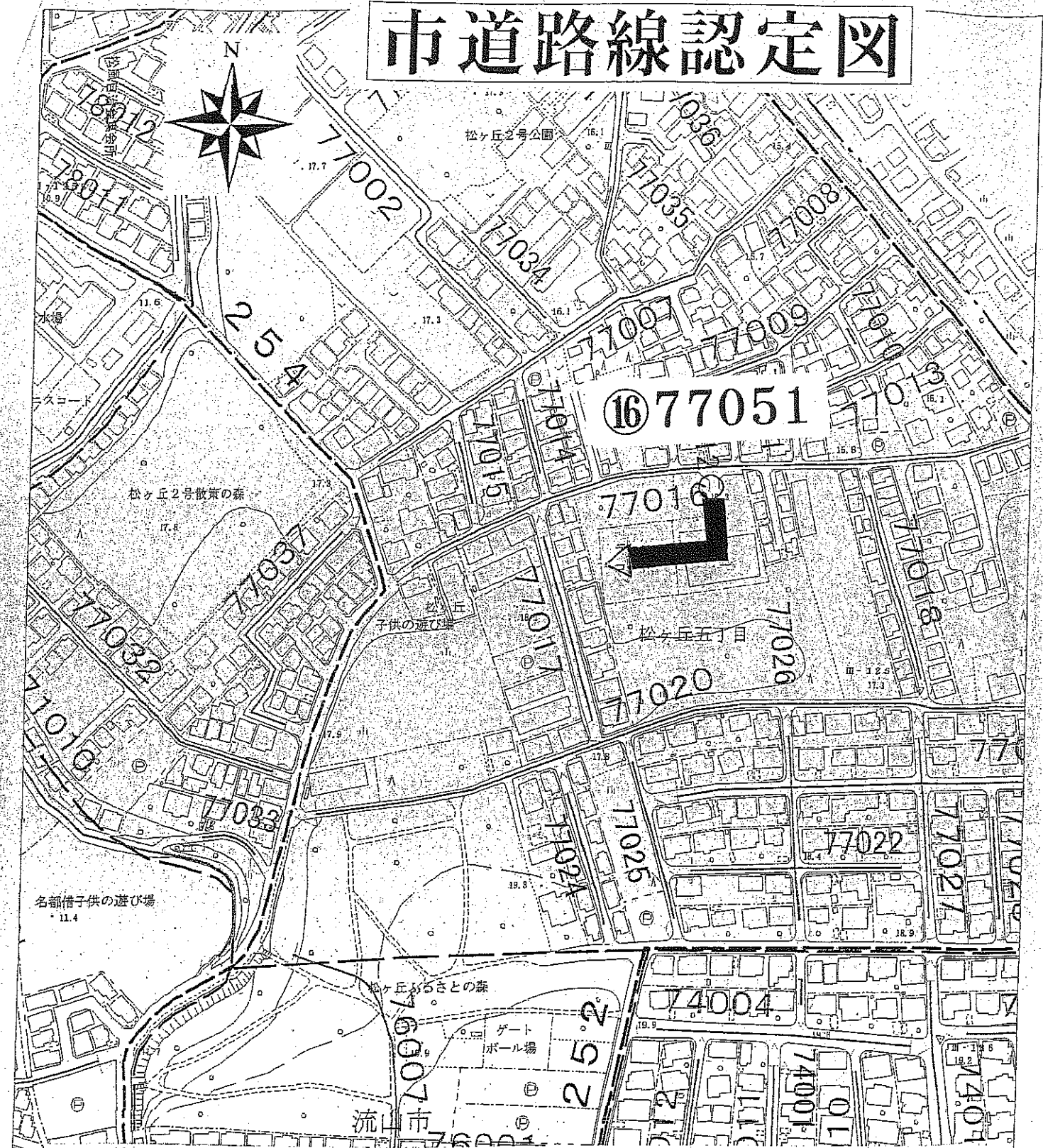


整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
9	29021	西初石6丁目区画21号線	97.81m	—m	97.81m	6.00~11.80m
10	29502	西初石6丁目2号歩行者専用道路	15.02m	—m	15.02m	4.00m
11	37035	十太夫区画35号線	110.57m	—m	110.57m	8.00m
12	34005	東初石6丁目区画5号線	419.21m	—m	419.21m	8.00m
13	34006	東初石6丁目区画6号線	70.23m	—m	70.23m	8.00m
14	34007	東初石6丁目区画7号線	68.49m	—m	68.49m	8.00m



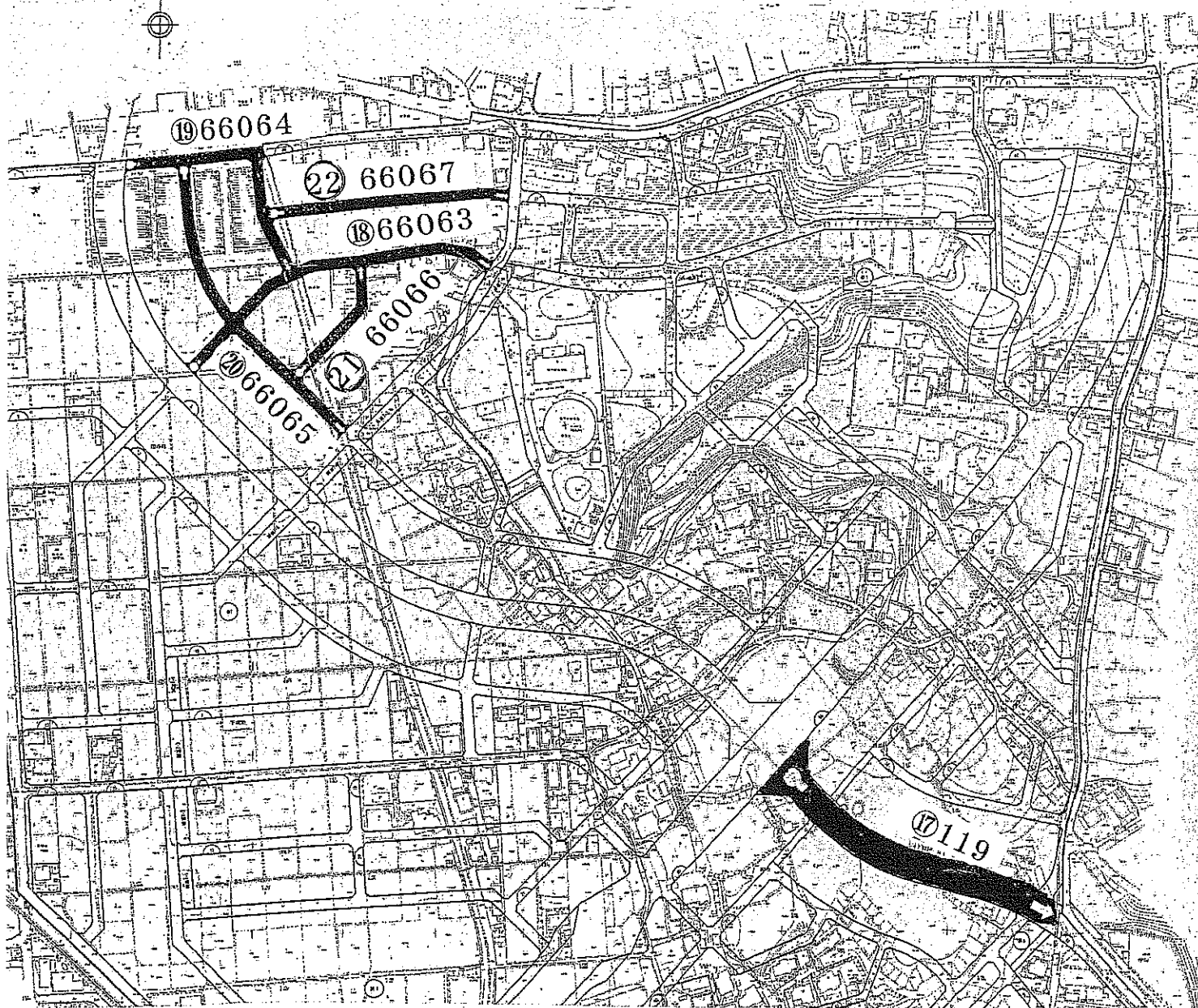
整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
15	64025	長 崎 1 丁 目 区 画 25 号 線	39.93m	—m	39.93m	6.18~10.90m

市道路線認定図



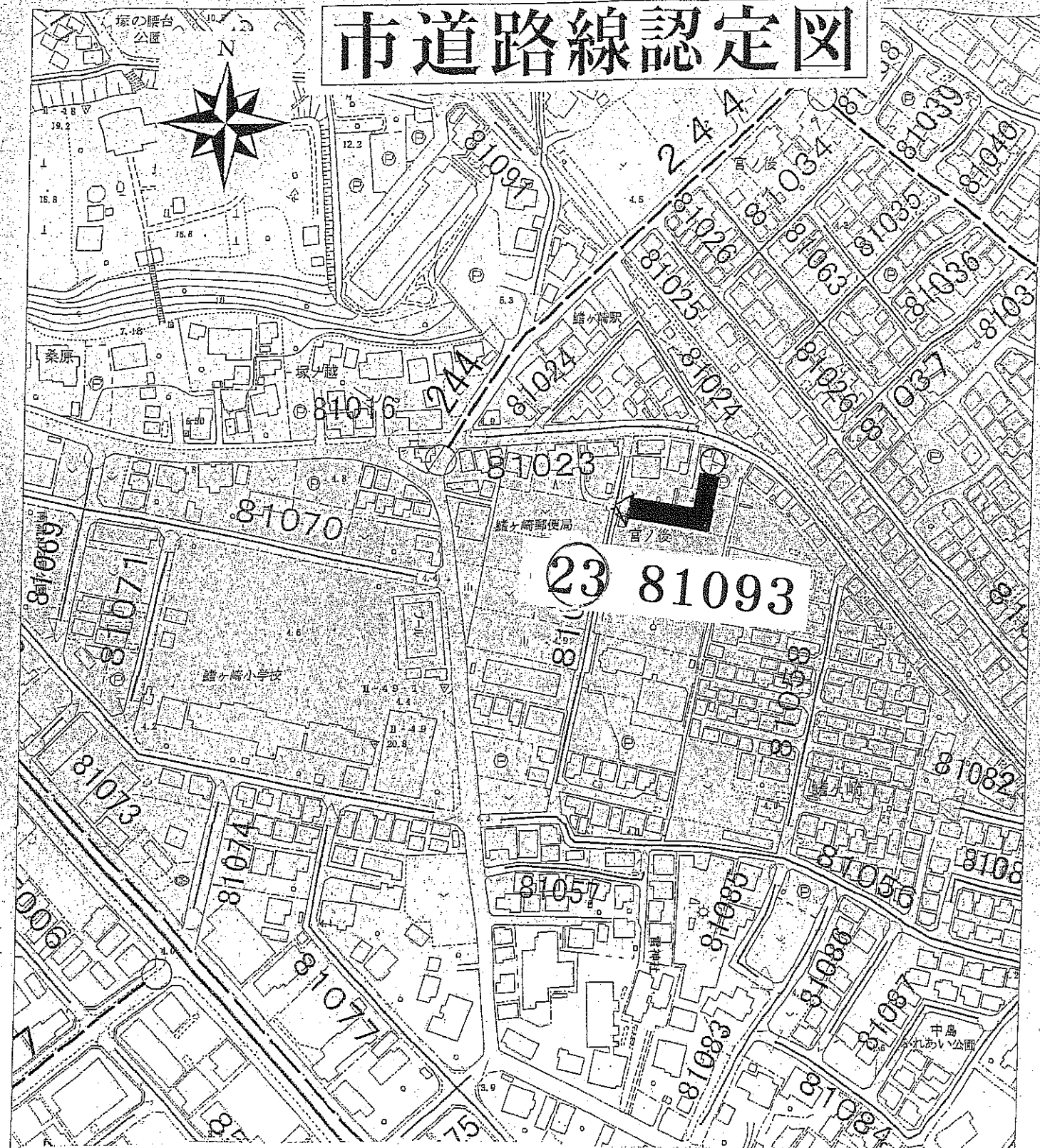
整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
16	77051	松ヶ丘5丁目区画51号線	91.32m	—m	91.32m	6.01~9.01m

市道路線認定位置図

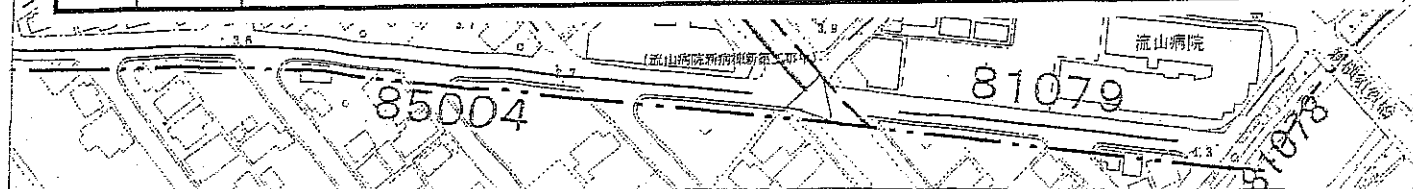


整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
17	119	西平井・鰯ヶ崎幹線	193.18m	—m	193.18m	16.00m
18	66063	西平井区画63号線	191.48m	6.05m	185.43m	6.00~6.02m
19	66064	西平井区画64号線	143.53m	—m	143.53m	6.00~6.01m
20	66065	西平井区画65号線	181.69m	—m	181.69m	6.00~6.03m
21	66066	西平井区画66号線	75.82m	—m	75.82m	6.00~6.02m
22	66067	西平井区画67号線	132.59m	—m	132.59m	6.00~6.02m

市道路線認定図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
23	81093	鎌ヶ崎区画93号線	68.52m	—m	68.52m	5.00~5.01m



議案第 107 号

市道路線の廃止について

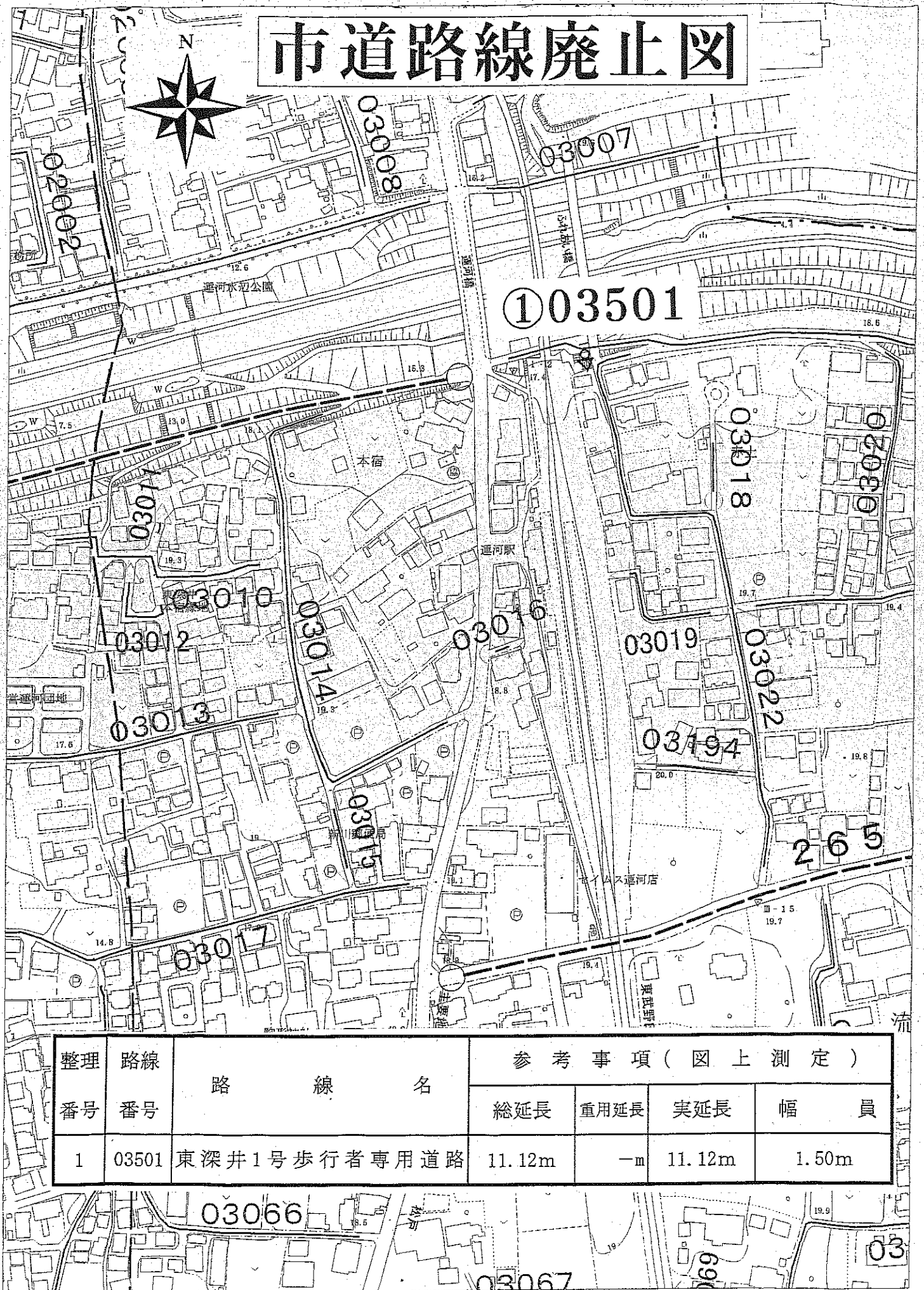
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

平成23年11月24日提出

流山市長 井崎 義治

整 番	理 号	路線番号	路 線 名	起 終	点 点	重要な 経過地
1		0 3 5 0 1	東深井 1 号歩行者専用道路	東深井字赤土 4 0 9 番 9		
				同 所 同 番 9		

市道路線廃止図



整理 番号	路線 番号	路 線 名	参 考 事 項 (図 上 測 定)			
			総延長	重用延長	実延長	幅 員
1	03501	東深井1号歩行者専用道路	11.12m	—m	11.12m	1.50m

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年11月24日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 9 月 7 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 事 故 名 | 出張所の巡回中における公用車と工作物（フェンス）の接触による物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 23 年 7 月 27 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 事故の相手方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 23 年 9 月 7 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 72,870 円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 72,870 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 10 月 13 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 下花輪福祉会館の駐車場内に停車中の相手方の
車両と公用車との接触による物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 23 年 8 月 12 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市下花輪 227 番地先
(下花輪福祉会館駐車場) |
| 4 | 事故の相手方 | 使用者 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○
所有者 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○ |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 23 年 10 月 13 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 使用者の損害額 42,000 円のうち、全額を
市が負担する。
所有者の損害額 160,538 円のうち、全額
を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 202,538 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 10 月 20 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------|
| 1 | 事 故 名 | 公用車とバイクの衝突による物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 23 年 5 月 2 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市平和台 1 丁目 5 番 5 地先 |
| 4 | 事故の相手方 | 大阪府大阪市中心区農人橋二丁目 1 番 36 号
大和リース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 23 年 10 月 20 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額 118,272 円のうち、全額
を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 118,272 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定による専決処分事項の指定について（昭和５４年流山市議会議決）の１及び２の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２３年１１月１日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名 | 公用車を後進させたところ、車両が市立博物館の公用車駐車場にある柱に衝突したことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成２３年６月３０日 |
| 3 | 事故発生場所 | 流山市加一丁目１２２５番６地先
流山市立博物館公用車駐車場 |
| 4 | 事故の相手方 | 大阪府大阪市中心区農人橋二丁目１番３６号
大和リース株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成２３年１１月１日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額２４５,３２２円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | ２４５,３２２円 |

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年11月24日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 台風15号の来襲により、市の管理する物が建物等を損傷させた物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 11 月 2 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 事 故 名 | 台風 15 号の来襲時に市営住宅平方団地の屋根が飛散し、相手方の建物等を損傷させた物損事故 |
| 2 | 事 故 発 生 日 時 | 平成 23 年 9 月 21 日 |
| 3 | 事 故 発 生 場 所 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 事 故 の 相 手 方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 23 年 11 月 2 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の被害額 248,850 円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 248,850 円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による専決処分事項の指定について（昭和 54 年流山市議会議決）の 1 及び 2 の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 23 年 11 月 2 日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 故 名 | 台風 15 号の強風により、市が管理するカーブミラーの一部が破損し、及び飛散し、駐車場に駐車していた相手方車両を損傷させた物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日 | 平成 23 年 9 月 22 日 |
| 3 | 事故発生場所 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 4 | 事故の相手方 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成 23 年 11 月 2 日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の被害額 226,611 円のうち、全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 226,611 円 |

議案第 108 号

大堀川防災調節池河川環境用水整備工事の委託に係る基本協定の
変更について

市は、平成22年流山市議会第4回定例会で議決を経た基本協定を、
次のとおり変更する。

平成23年12月2日提出

流山市長 井 崎 義 治

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 委 託 の 目 的 | 大堀川防災調節池河川環境用水整備工事に係
る施行委託 |
| 2 | 変 更 前 委 託 金 額 | 342,000,000円 |
| 3 | 変 更 後 委 託 金 額 | 300,000,000円 |
| 4 | 変更による減額分 | 42,000,000円 |
| 5 | 委 託 の 相 手 方 | 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構首都圏
ニュータウン本部
本部長 川村 祐一 |

参考資料

大堀川防災調節池河川環境用水整備工事施行委託概要

1 委託場所 流山市駒木地先

2 委託概要

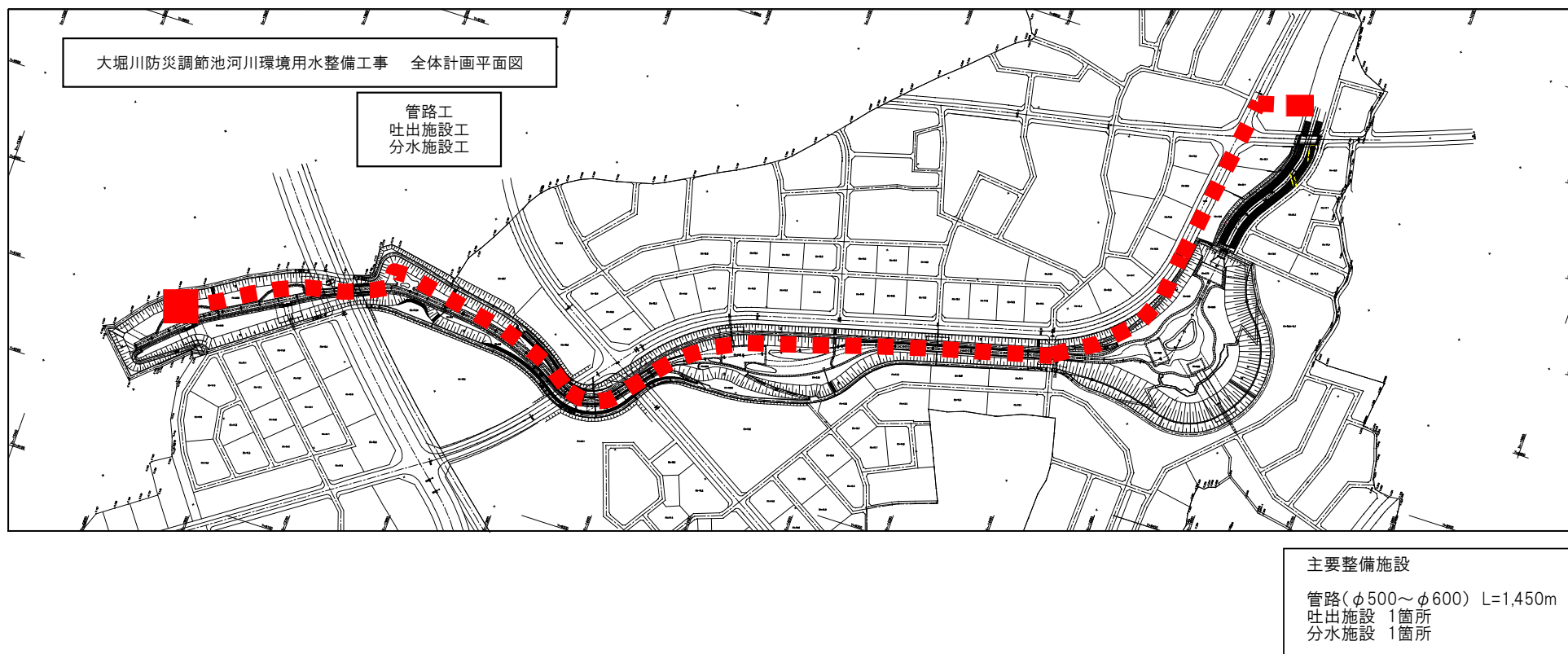
委 託 名	内 容
大堀川防災調節池 河川環境用水整備 工事施行委託	・整備延長 1, 450メートル ・導水管布設（管径500～600ミリメートル） 延長 1, 450メートル ・マンホール築造 11箇所 ・放流施設 3箇所 ・機械設備 一式 ・電気設備 一式

3 工 期 議会の議決の日の翌日から平成25年3月31日まで

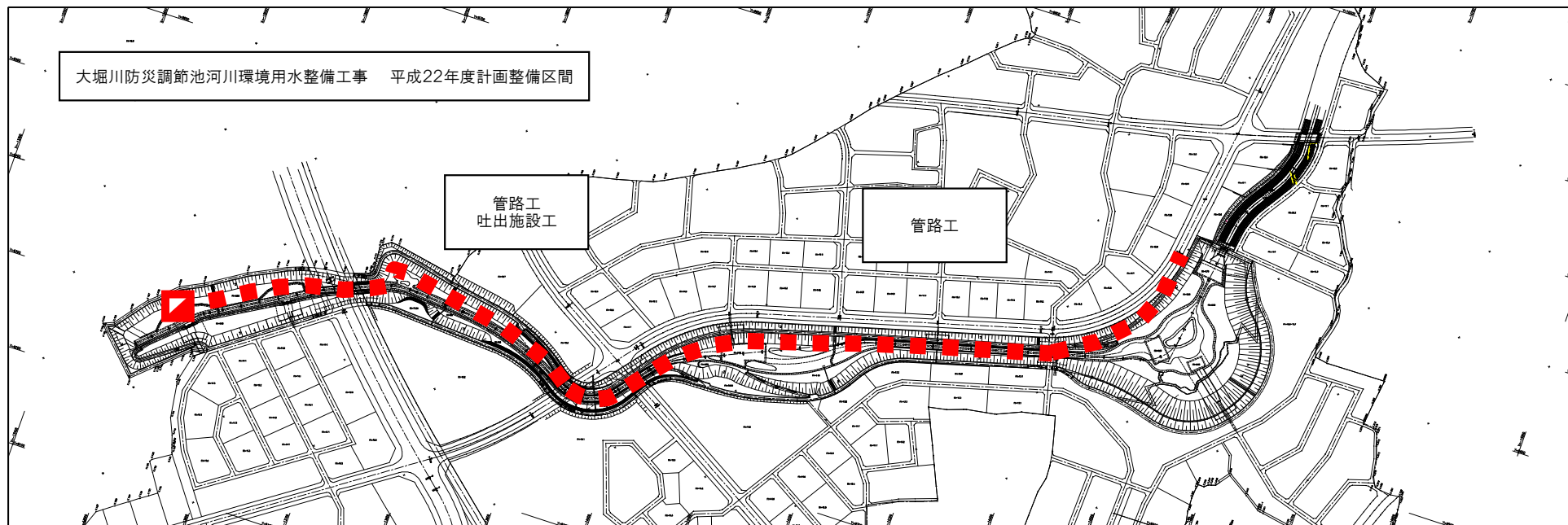
4 受 託 者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

5 委 託 費 300,000,000円

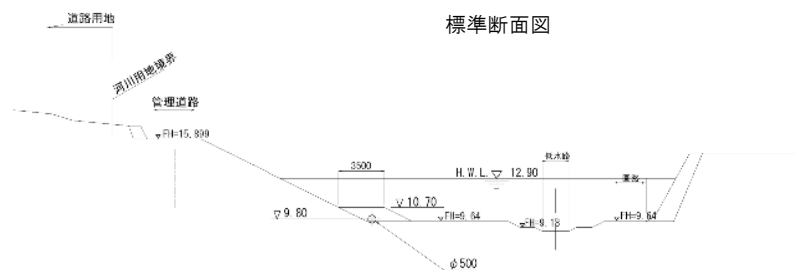
別図



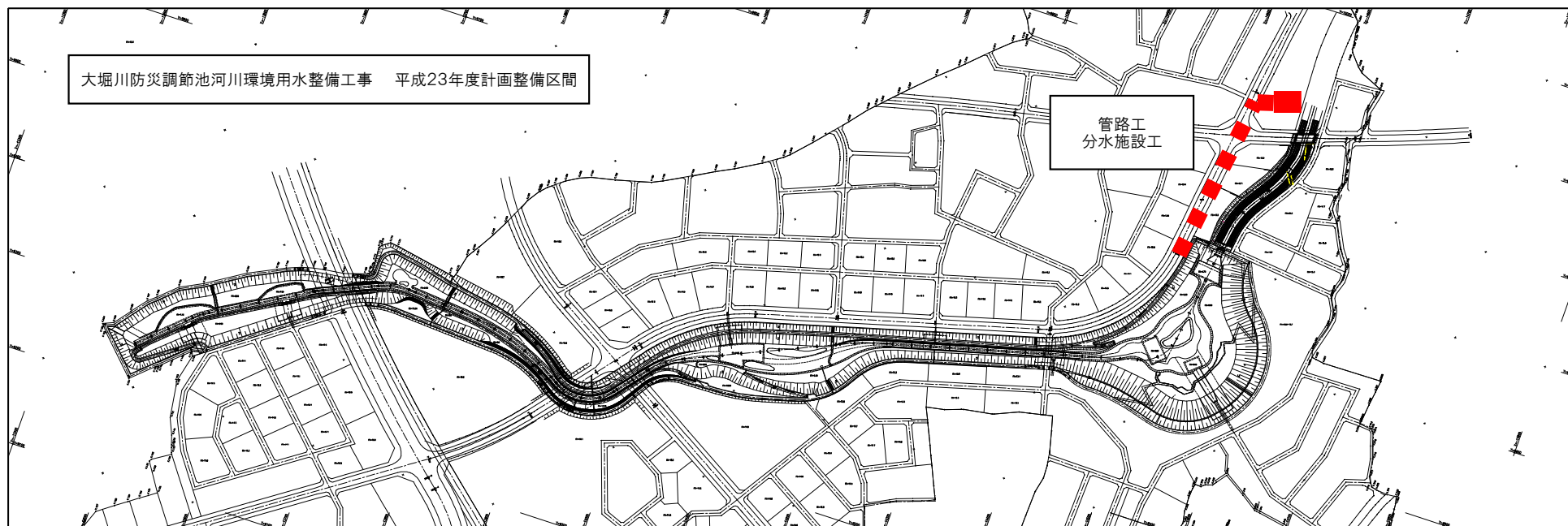
参考図



主要整備施設
管路(φ500~φ600) L=1,200m
吐出施設 1箇所



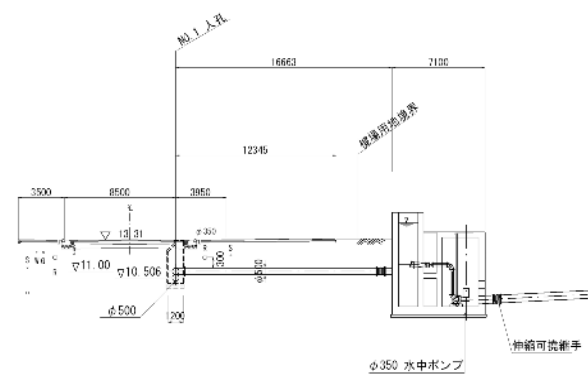
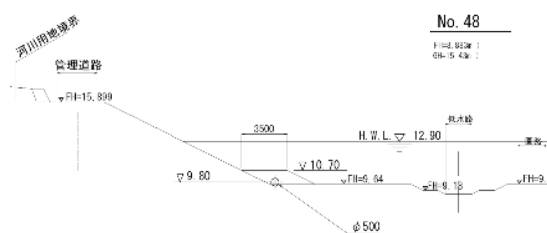
参考図



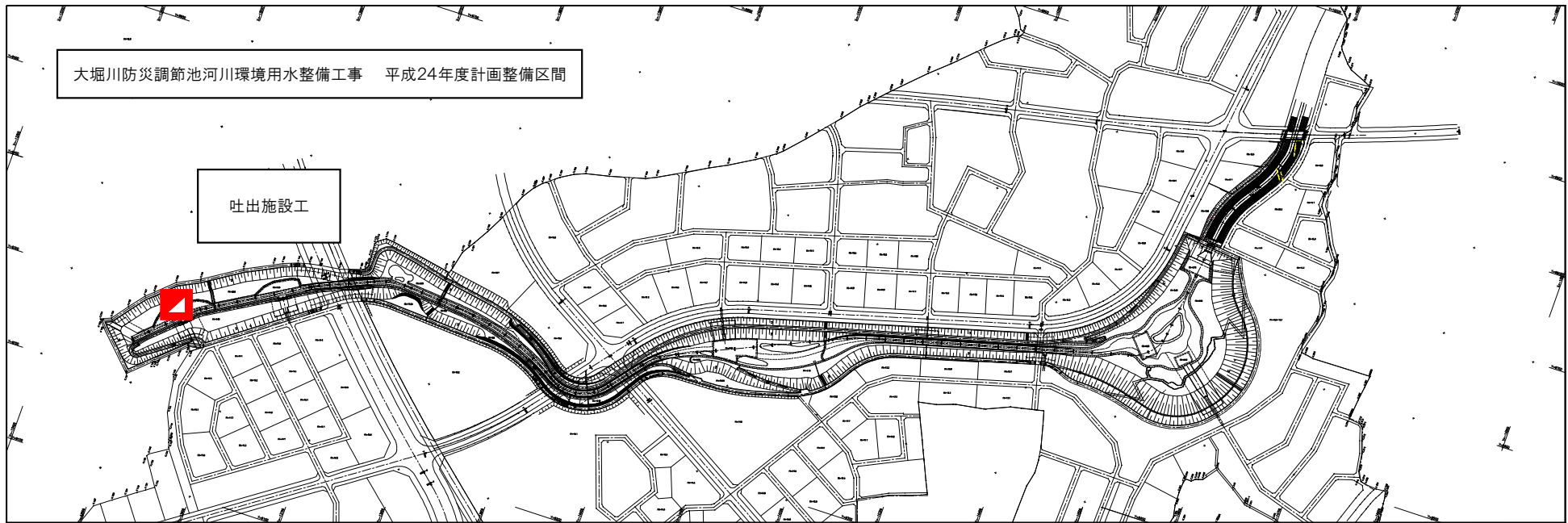
主要整備施設
管路(φ500~φ600) L=250m
分水施設 1箇所

分水施設

標準断面図



参考図



主要整備施設
吐出施設 1箇所

吐出施設

